

離職者訓練（介護福祉士委託訓練）並びに修学資金貸付制度の継続を求める意見書

介護福祉士を目指す生徒の激減により、ここ四〇五年で八十の養成校が廃校となるなど、介護福祉学科を取り巻く環境は厳しさを増している。このまま推移すると団塊の世代が高齢化を迎えたとき、現在の養成数より二倍弱の介護福祉士が必要になると予測されている。

このような状況では、介護保険と年金が確保できても、我が国の高齢社会の将来図が全く実現できなくなる危険性があることから、高齢社会を円滑に推移させるためには、現在の数以上の介護福祉士が必要となるのは自明の理である。

こうした中、標記の制度を利用している学生に対する全国的な調査によると八十パーセントを超える者が「介護の現場で働きたい」と回答したとの報告があり、さらに標記の制度の継続により、新たな若年層の雇用創出という一石二鳥の利点が生じると思われる。

以上のとおり、標記の制度は介護福祉士の養成及び新たな雇用の創出に資するものであることから、制度の継続について強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 平田健二殿

内閣総理大臣 野田佳彦殿

財務大臣 安住淳殿

厚生労働大臣 小宮山洋子殿

経済産業大臣 枝野幸男殿